

## 作業基準等の遵守徹底のために事業者が行うべき対応

### ○掲示板の設置

- ・事前調査結果の掲示（解体等工事開始前、周辺住民等の見やすい場所）
- ・作業基準に基づく掲示（特定工事等開始の概ね1週間前までに、周辺住民等の見やすい場所）

### ○石綿濃度の測定

- ①吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材の除去等の特定粉じん排出等作業を行う場合には、原則、作業現場の施工区画境界等において、作業前に風上・風下の2方向、作業中に4方向の石綿濃度を測定すること。（※1）
- ②作業中の測定については、作業開始日に実施することとするが、作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施すること。
- ③除去作業中の集じん・排気装置の排気口付近及び前室の出入口付近においても実施すること。（※2）
- ④隔離養生を解除する場合には、作業場内においても実施すること（※3）
- ⑤作業中の測定調査の結果、1本/リットルを超えた場合は、直ちに現場責任者が原因を究明し改善措置を講ずること。（負圧状況及び集じん・排気装置の確認並びその記録の確認等）
- ⑥作業完了後遅滞なく、測定結果を含む完了報告書を施工者が県民局環境課へ報告すること。

#### [留意事項]

- ※1 封じ込め、囲い込み、グローブバッグを使用した屋内作業の場合など、作業現場の状況に応じて、濃度測定の場所、回数を減じても差し支えないこととする。  
また、作業前・作業中の測定結果が1本/リットルを超えた場合は、作業後の濃度測定を実施すること。
- ※2 作業中、排気口及び前室付近の測定結果については、速やかに把握すること。
- ※3 隔離養生を解除する場合の作業場内の測定にあつては、除去作業が確実に完了し、飛散防止措置として散布された飛散防止薬剤の効果やHEPAフィルタを装着した真空掃除機による付着物の除去効果、作業場内の様々な箇所に浮遊しているアスベスト濃度が十分に低くなったことを確認するものであるため、調査結果を迅速に把握するとともに、結果を確認した後に隔離養生の解除を行うこと。なお、総繊維数濃度の測定により確認することも差し支えない。